

ID: 772

担当部署: 建設部 都市建設課

<b>処分の概要</b>	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第1項の準用)					
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第91条第2項					
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号					
<b>【基準】</b>						
<p>準用する法第71条第1項と同様に法第71条第1項の規定による。</p> <p>(道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によって与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者</p>						
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成27年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	平成30年9月30日			